

毒物及び劇物を取り扱うみなさんへ

毒物劇物による事故防止の手引き

栃木県

はじめに

毒物劇物は、工業用薬品や農薬、試薬をはじめとして、害虫駆除や家庭用洗浄剤に至るまで私たちの身近な場所で用いられています。

これら毒物劇物は毒性の強いものであり、少量でも身体を著しく害する場合があります。また、近年、食品への毒物混入事件がおきたり、地震等の発生に伴う毒物劇物の流出等が心配されることから、取扱いに細心の注意が必要となります。同時に、自分が被害者や加害者にならないように、しっかりとした毒物劇物の管理が必要です。

この手引きは、「毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」と略します。）」の中で、毒物劇物を取り扱う皆さんに義務づけられている事項について簡単にまとめたものです。事故等の未然防止のためにこの手引きをお役立てください。

毒物劇物の種類

次のようなものが毒物又は劇物に指定されています。

毒物：パラコート、EPN、黄色りん、無機シアン化合物、水銀、ひ素 等

劇物：クロルピクリン、ジクワット、DDVP、アンモニア、塩酸、塩素、過酸化水素、キシレン、クレゾール、クロロホルム、酢酸エチル、シュウ酸、臭素、硝酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、トルエン、フェノール、ホルムアルデヒド、無水クロム酸、メタノール、ヨウ素、硫酸、有機シアン化合物 等

毒物劇物の購入手続き

毒物劇物は、販売者の登録を有する者から必要最小限の量を購入しましょう。

毒物劇物の購入には手続きが必要です。

- 購入する場合には、次の事項を記載し押印した書面の提出が義務づけられています。

(毒劇法第14条)

- ・毒物又は劇物の名称及び数量
- ・購入年月日
- ・住所、氏名、職業

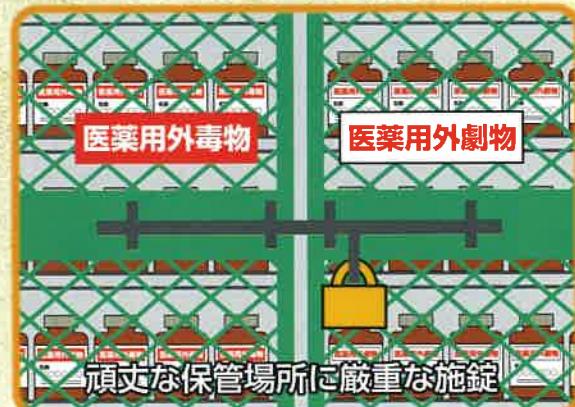
- 18歳未満の者に毒物劇物を交付することはできません。(毒劇法第15条)



毒物劇物の保管

毒物劇物が盗まれたり紛失しないようにしましょう。

- 保管場所は目の行き届くところにする。
- 保管場所は、かぎのかかる丈夫なものにする。
(かぎの管理もしっかりと)
- 保管場所は、他のものと明確に区別された毒物劇物専用のものとする。
- 屋外に保管する場合は、一般の人が近づけないように、頑丈なさくを設ける。
(できるだけ屋内に保管すること)
- ※薬物乱用につながるシンナー等の薬品類の盗難にも注意してください。
- 誤って飲食等されないように毒物劇物の容器として飲食物の容器を使ってはいけません。
(毒劇法第11条)



コップ、ドリンク剤・ジュース等のびん

「管理簿」の作成

- 取扱責任者のもとに「管理簿」を作成し、定期的に在庫量を確認する。
(昭和52年3月26日 薬発 第313号 厚生省薬務局長通知)

毒物劇物の表示

毒物劇物は法律上容器に、だれでもわかるように
「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしなければなりません。

毒物は赤地に白文字で「医薬用外毒物」
劇物は白地に赤文字で「医薬用外劇物」

- 移しかえたときもその容器に表示をし、
薬品の名称も記載する。(毒劇法第12条)



毒物劇物の表示

医薬用外毒物

医薬用外劇物

貯蔵する場所には「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字の表示をしなければなりません。

毒物劇物の取扱い

毒物劇物が事業所の外に飛散したり、流れ出したり、地下にしみ込まないようにしましょう。

- 毒物劇物がまわりに流れ出さないように防液堤を設ける。
- 毒物劇物が地下にしみ込まないように、床はコンクリート製等にする。
- トラックの荷台には容器固定するためビニールシートをかぶせたり、ロープ掛けをする。ゴムマットを敷き、中和剤や吸収剤も積んでおくこと。

(毒劇法第11条)



毒物劇物の廃棄

毒物劇物の廃棄は定められた方法で行い、河川等を汚染しないようにしましょう。

- 中和、加水分解、酸化、還元、希釀、その他の方法により毒物劇物ではないものにしてから廃棄しなければなりません。
- 自分で処理することが原則となっていますので、自治体では回収はしません。
- 自己処理ができない場合は、有償で都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託することもできます。
- 不必要的毒物劇物は、すみやかに廃棄してください。(毒劇法第15条の2)



事故の際の措置

毒物劇物による事故が発生した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、被害が拡大しないように自らも必要な応急措置を講じてください。

- 毒物劇物が飛散、漏えい、浸出、流出し、不特定多数の人に被害が及びそうな場合の措置
 - ・直ちに消防署、警察署、又は保健所(健康福祉センター)に通報する。
 - ・自らも被害防止のために必要な応急措置を講じる。
- 毒物劇物の盗難紛失の場合の措置
 - ・直ちに警察署に通報する。
- 通報体制を整備するとともに、日頃から従業員の教育、訓練を実施する。
- 万一の事故に備えて、除害剤(土砂、消石灰等)を備えておきましょう。(毒劇法第16条の2)



毒物劇物危害防止規定

「毒物劇物危害防止規定」を整備する。

- 事業所において取り扱われる毒物劇物の種類・量、取扱い方法等の態様に応じ、具体的で詳細な内容とします。
- 次の基本的な事項が記載されていなければなりません。更に、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めます。

- ①毒物劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項
- ②毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項
- ③毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項
- ④毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項
- ⑤事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- ⑥毒物劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項
- ⑦その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

- 毒物劇物の危害防止対策は、その範囲が広く、取り扱っている毒物劇物の種類、取扱いの態様も多様であるため、危害防止措置を一律に定めることはできません。法令でいう「必要な措置」は、通常時の作業手順から問題発生時の対処方法、機器・設備の点検、連絡体制等広範に渡る対策であり、これらが連携して初めて有効となります。従って、各事業所の実態に応じた対策を予め策定し、職員に周知させておく必要があります。

(昭和50年11月6日 薬安 第80号、薬監 第134号 通知)

(平成21年6月2日 薬食化発 第0602001号 通知)

立入検査について

毒物劇物を使用・保管している事業所には、毒物及び劇物取締法に基づき毒物劇物の取扱い状況について、栃木県の毒物劇物監視員による立入検査が行われることがあります。

毒物劇物に関する問い合わせ

詳細については、下記の薬務課又は最寄りの健康福祉センターに問い合わせください。

栃木県保健福祉部薬務課 028-623-3120
栃木県県西健康福祉センター 0289-64-3029
栃木県県東健康福祉センター 0285-83-7220
栃木県県南健康福祉センター 0285-22-6119
栃木県県北健康福祉センター 0287-22-2364

栃木県安足健康福祉センター 0284-41-5897
栃木県今市健康福祉センター 0288-21-1066
栃木県栃木健康福祉センター 0282-22-4121
栃木県矢板健康福祉センター 0287-44-1296
栃木県烏山健康福祉センター 0287-82-2231